

## 第7章 欧州連合（EU）の対域外諸国とのFTAと日EUFTAの展望

渡邊 頼純

### 1. EC/EUの「深化」と「拡大」

EU（欧州連合）は地域経済統合の最も進化した形態と言える。1952年のECSC（欧州石炭鉄鋼共同体）の創設に始まり、1958年に誕生したEEC（欧州経済共同体）は関税同盟としてスタートし、経済統合のモデルを世界に提示した。その後、1987年に発効した「欧州単一議定書」（Single European Act）を法的根拠として1993年からは単一市場（the Single Market）を構築、モノの貿易における関税撤廃のみならず、基準認証の調和や貿易に対する技術的障壁（Technical Barriers to Trade）の除去、サービス貿易の促進を奨励した。

1993年にマーストリヒト条約が発効すると、EC（欧州共同体）は「3本の柱」構造でEUに変容するプロセスを開始する。「3本の柱」とは、①経済通貨同盟（Economic and Monetary Union=EMU）、②共通外交安全保障政策（Common Foreign and Security Policy=CFSP）、③司法・内務協力（Cooperation in Justice and Home Affairs）の3要素である。この中でマーストリヒト条約においては、①のEMUのみが「共同体事項」と規定され、単一市場に加えて通貨統合への道筋も盛り込まれた。

その後のアムステルダム条約並びにニース条約は前述の②と③について共同体事項の範囲を徐々に拡大し、「改革条約」と呼ばれる「リスボン条約」の発効（2009年12月）をもってこの「3本の柱」構造は消滅し、正式にEUが誕生することになる。

現在のEUは累次の拡大を経て<sup>1</sup>、27か国、人口約5億人の経済主体となっており、GDPの合計は12.6兆ユーロ（2011年）で、これは日本の約3倍、米国の約1.2倍に相当する。一人当たりGDPは2.5万ユーロ（2011年、EUROSTAT）でこれは世界的に見ても最も高い水準にある。

このようにEUはこれまで「深化」と「拡大」の両局面で地域統合を進めてきたが、そのプロセスの中で域外国との自由貿易協定（Free Trade Agreement=FTA）は常に重要な役割を演じてきた。

以下では、EU（ないしはEC）の対域外FTA政策の展開を見ることとする。

### 2. EC/EUのFTAの種類と戦略

EC/EUはFTAをどのように位置づけてきたのだろうか。過去の経緯を振り返るとそこには以下の3つのパターンがあることに気付く。1つは、拡大ないしは新規加盟を念頭に置

いた周辺諸国との FTA である。これらは通常「連合条約」(Association Agreement) と呼ばれる域外国との国際協定をベースに交渉・締結され、新規加盟への「準備段階」として位置づけられることが多い。冷戦崩壊後に EC と中東欧諸国との間で締結された「欧州協定」(Europe Agreement) もこの連合条約のカテゴリーに入るもので、欧州協定の要素の 1 つとして FTA が規定されており、これに従って中東欧諸国は「加盟候補国」としての準備を整えていった。古くは 1967 年発効のトルコと EC との連合条約もトルコの EC 加盟を理屈上は想定したものであり、トルコに EC 加盟の可能性を提示しつつ、トルコに市場経済への傾斜と人権問題などでの「西欧化」(あるいは「近代化」)を奨励する形になっている<sup>2</sup>。

また、このカテゴリーの中には EFTA(欧州自由貿易連合、European Free Trade Association) 諸国との FTA も加えるべきであろう。早くも 1973 年にはスイスとリヒテンシュタイン(この両国は関税同盟を形成)との FTA ならびにアイスランド、ノルウェーとの FTA を発効させている。その後、スイス以外の EFTA 諸国とは 1994 年に「欧州経済領域」(European Economic Area=EEA)を発効させている。

近年には、マケドニア(2004年)、クロアチア(2005年)、アルバニア(2006年)、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナ(2008年)、セルビア(2010年)とそれぞれ FTA を発効させている。

第2のカテゴリーは、EU加盟国の旧植民地や海外領土との関係強化の手段としての FTA である。この中には、チュニジア(1998年発効)、南アフリカ モロッコ(2000年発効)、エジプト(2004年)、アルジェリア(2005年発効)など2国間 FTA がある。さらに広域・包括的な取り組みとして、「アフリカ・カリブ海・太平洋諸国」(ACP 諸国)との枠組みが存在している。これは従来からの「ロメ協定」(1975年以來随時改訂)を継承し、2003年4月に発効した「コトヌ協定」(途上国77か国を包摂する経済協力の枠組み)の中で2020年までの FTA 設立を目指している。同協定では ACP 諸国を6つの地域に分け、一部地域(カリブ海諸国)では2008年にすでに暫定発効している<sup>3</sup>。

従来は2国間ベース(いわゆるバイの FTA)で行っていた FTA をより包括的にいくつかのパートナー国を束ねて交渉する傾向も見られた。それが2006年に開始された「欧州地中海地域」(いわゆる EUROMED)構想で、これはモロッコ、エジプト、チュニジア、ヨルダン、イスラエル、レバノンと分野別に交渉している。これらの諸国のうち、シリアとは1977年に、イスラエルとは2000年に、ヨルダンとは2002年に、レバノンとは2003年にそれぞれバイの FTA を発効させている。また、GCC(湾岸協力会議諸国)とはいったん1990年に交渉を開始したものの中断があり、2002年に交渉を再開している。

第3のカテゴリーは従来「最恵国待遇」(Most-Favoured Nation=MFN)ベースで貿易を行っ

ていた域外諸国、特に地理的に遠方にある域外国とのFTAである。

スペインやポルトガルを介して歴史的関係が深い中南米諸国を見ると、メキシコとは2000年に、チリとは2003年にそれぞれFTAを締結している。また、南米南部共同市場（MERCOSUR）とはこれまで何度か交渉を行ってきたが、2010年5月に交渉再開したものの再び停滞している。アンデス諸国とは2008年6月に交渉をいったん休止し、これら諸国のうちコロンビアおよびペルーとの個別交渉を2009年1月にスタートさせている。また、中米共同市場とは2010年5月にFTA交渉を終了している。

北米地域では、カナダとも2009年10月にFTA交渉を開始し、WTOのドーハ・ラウンド交渉が終了するまでは着手しないとしていたOECD（経済協力開発機構）諸国とのFTAに乗り出した。2013年に入ると、アメリカとの「大西洋横断貿易投資連携協定」（Trans-Atlantic Trade and Investment Partnership Agreement=TTIP）について事前協議を開始するに至った。

さらにアジアに目を転じると、ASEAN（東南アジア諸国連合）とのFTA交渉を2007年に開始したものの、2009年3月には休止し、シンガポールやマレーシア（2010年）、ベトナム（2012年）との個別交渉をそれぞれ開始している。インドとは2007年6月に交渉を開始したが、交渉は停滞している。この第3の категорияで最も成功裏に交渉が終結したのが韓国とのFTAである。2011年7月に暫定発効にこぎつけている<sup>4</sup>。

EU韓国FTAは、物品貿易についてEUが最大5年間で、韓国は最長7年以内で全ての鉱工業品の関税を撤廃することを約束している。また、非関税障壁については、自動車や電気電子機器の基準や認証制度などで合意している。具体的には、自動車分野では韓国側が国連欧州経済委員会（UNECE）の基準を受け入れると共に国際基準との更なる調和を図ることとなった。また、この分野では迅速な紛争解決手続きを導入することも合意されている。電気電子機器ならびに家電分野では、第三者認証や試験によらない「供給者適合宣言」が導入されることとなっている。

農業分野では、韓国側はコメの除外を勝ち取り、貿易額ベースで91.3%相当を10年以内に撤廃するほか、水産品についても84.4%を10年以内に撤廃する。また、EU側はコメを除く全ての農産品・水産品について5年以内に関税撤廃するとしている。これにより、EUが貿易額ベースで5年以内に100%の関税撤廃、韓国側も10年以内で99.5%の関税撤廃と双方向で極めてレベルの高い市場アクセスが達成されたことになる。

2013年4月に交渉が開始された日本とのFTA（ないしはEPA）もこのcategoryに入るものである。以下ではこの日本EU間の取り組みについてその経緯を見ることとする。

### 3. 日 EUFTA の位置付け

2008年7月4日、日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）<sup>5</sup>の佐々木元（NEC 会長）、ジャコブス（UCB 会長）両共同議長による BDRT 提言の両政府首脳への手交式が総理官邸で行われた。その機会に、日 EU 経済統合協定（EIA）に関する日・EU 各タスクフォースの大川三千男、ベルジュラン両座長から EIA についての合同報告書が提出され、両タスクフォースによる作業について報告が行われた。

こうして約1年に及ぶ EIA についての検討プロセスはとりあえず収束した。そもそものきっかけは 2007 年 6 月にベルリンで開催された BDRT でこの EIA についてその実現可能性について調査研究するためにタスクフォースの設立が提言されたことにその起源がある。

そもそも何故「EIA」という名称が使われることになったのか。自由貿易の枠組みを語るときにより一般的な FTA、あるいは日本の FTA に当たる EPA という表現が使われなかった点にまず注目すべきだろう。そこには EU 側として自動車を中心に関税を撤廃することに抵抗する勢力が EU 域内に存在し、日本の自動車輸入関税が既にゼロであったことから、10%の対外共通関税を輸入自動車に課している EU としてはそう易々と日本との FTA 交渉のテーブルに着けないとの事情があった。GATT 第 24 条に従えば、FTA 交渉は「実質的に全ての貿易」（substantially all the trade）について関税撤廃を実施する義務がある。自動車だけではなく、プラズマ・テレビなどでも日本側は関税ゼロであるのに対し、EU 側は 14%と圧倒的に高い関税率を維持していた。このため FTA 交渉をするとその結果は工業品関税については圧倒的に日本に有利な結果になることが懸念されていたわけである。そのような背景から FTA や EPA といったより一般的な表現を避け、「経済統合協定」というあまり馴染みのない表現をとることになったのである。

以下では EIA 検討に至る経緯について概観する。

#### （1）日欧経済関係の展開：摩擦から協調へ

日 EU 関係は 1970 年代後半から 1990 年代初頭まで激しい貿易摩擦を経験した。1973 年秋の石油ショックで世界経済は 1974-75 年に戦後初めてのマイナス成長を記録、エネルギー供給サイドからの締め付けは消費者に省資源・省エネルギー型の耐久消費財への志向を促した。時代は「重厚長大型産業」から「軽薄短小型産業」へのシフトを求め、欧米諸国でも家電から自動車までエネルギー効率の優れた日本製品に人気が集まるようになる。その結果日本側の大幅輸出超過、米国や EU の大幅対日輸入超過となり、経済問題は「政治問題化」し貿易摩擦が頻発した（表一1 参照）。

このような対立の歴史に大きな転換点となったのが 1991 年 7 月にオランダのハーグで

採択された「日 EC 共同宣言」であった。これは日 EC 間で対話と協力を推進していくための初めての包括的な枠組みを提供するものであった。その 10 年後、2001 年 12 月には「日・EU 協力のための行動計画」（以下、「行動計画」）が小泉首相とプロディ欧州委員会委員長のもとで採択され、2010 年までの 10 年間を「日欧協力の 10 年」として政治・経済両面を含む幅広い分野での協力と対話を促進させることが合意された。

## （2）再活性化を模索する日欧関係

こうして日 EU 関係は「摩擦」から「協力と対話」に大きく転換し、通商紛争はすっかり沈静化する。もちろん通商を巡る問題が消えてなくなったわけではないが、日 EU 間バイ協定の枠組みや WTO の紛争解決メカニズムを活用することにより通商問題が「政治化」する前に解決を見出すことができるようになった。このように日 EU 関係は「成熟した関係」に発展していったが、他方では「問題ないことが問題」と言われるような状況も生じた。貿易摩擦という嵐が過ぎ去ったあと、やっと順風満帆で沖に出たヨットがすっかり風の吹かない「風」状態に遭遇したようなイメージである。貿易不均衡が主因で「日本叩き」（ジャパン・バッシング）が横行した 1980 年代に対して、1990 年代は「日本問題」（the Japan Problem）が影を潜めた一方で、中国の台頭が世界の注目を集めたことで欧米の関心は「日本通過」（ジャパン・パッシング）の傾向を強めた。その後バブル崩壊後の長期的景気後退で「日本、恐れるに足らず」（ジャパン・ナッシング）という声さえ聞こえるようになった。

このような日 EU 関係を再活性化しようとする動きがまさに 2001 年 12 月の「行動計画」であり、民間レベルの BDRT 発足であった。そして現在、日 EU 双方は 2010 年以降の「次の 10 年」に向けて新たな関係強化の枠組みを模索し始めている。その一つが本節で取り上げている EIA である。では、この EIA について検討する日欧双方のタスクフォースはどのような議論をしたのだろうか。

## 4. 日 EUEIA を巡る議論

### （1）野心的だった日本側

2007 年 6 月の BDRT の提言を受けて日本側の動きは速かった。同年 10 月には東レ顧問の大川座長を筆頭に産業界を中心に 13 名の委員から成る日本側タスクフォースが立ち上がり、事務局機能はジェトロによって提供されることとなった。筆者もこのチームの末席に加えて頂いたことはたいへん光栄なことだったと感じている。日本側は 2008 年 2 月までに 5 回の会合を開き「中間報告」をまとめた。同報告は EIA についてその基本的理念を次のように謳っている。

- ① 日本と EU は自由、民主主義、法の支配、市場経済など「共通の価値観」を有しており、共に開放的な国際経済システムの維持強化に貢献すべき重要なパートナーであって、双方の産業界は大きな責任を負っている
- ② 日本が欧米と、また、EU がアジアとの経済連携強化を打ち出している今日、日 EU 経済関係を、世界経済への貢献も視野に入れつつ、より緊密な次の段階に押し進める時期が来たと確信している
- ③ 日本、EU とともにイノベーションを軸に国際競争力の強化を目指しており、日 EU 間の経済統合推進は双方の国際競争力向上に資するものであり、アジアをはじめとする第三国市場での関係強化に寄与する
- ④ 日 EU/EIA は、モノとサービスの貿易における高度な自由化を WTO ルールに準拠して達成しようとするものであるが、それに留まらず、WTO でカバーされていない分野での新制度の共同構築などを通じて、環境対策をはじめとするグローバルな課題への取り組みについても世界のモデルとなるような貢献を行うべきである

以上のような考え方にに基づき、日 EU/EIA の柱として次の 4 項目を提示し、日 EU 両政府当局にその検討を求めた。

- ① **世界最高峰のイノベティブ社会の共同構築**：特許制度改革、知的財産権保護の執行強化、著作権補償金制度の見直しと適正化、イノベーション促進のための技術標準化に向けた協力、次世代ネットワークに関する協力、人的交流の拡大、異分野技術交流における協力等。
- ② **新次元の環境親和社会の共同構築**：環境規制ならびに環境関連ルール策定・調和に向けた協力、環境親和性物品の関税撤廃、化学物質の管理における相互協力、気候変動・環境対策における相互協力等。
- ③ **安全な社会インフラの共同整備**：貿易の安全確保、相互承認の対象範囲拡大、生活用品・食品安全についての規則の共通化および協力、電子商取引における個人情報保護等。
- ④ **相互の貿易投資環境の改善**：関税撤廃、反ダンピング措置運用の適正化、投資交流の更なる促進、EU 域内での安定した法制度環境の実現、日 EU 間の国境を越えた事業再編の容易化、公正かつ自由な競争の促進、資本市場インフラの整備、租税協定ならびに社会保障協定の締結等。

このように日本側タスクフォースは EIA を構成する要素について極めて野心的であり、日 EU 間の経済関係に存在するあらゆる問題を包括的に EIA の中に盛り込もうとした。上

記4本柱の内、④は租税協定や社会保障協定を除けばFTA（自由貿易協定）や我が国が進めて来ているEPA（経済連携協定）の範疇に収まるイシューであるが、①から③まではそれを超える「共同作業」が必要とされる分野であり、まさに伝統的なFTAやEPAさえも超える「経済統合協定」（Economic Integration Agreement = EIA）の名に値する内容を提案していたといっても過言ではなかった。

## （2）EU側タスクフォースの立場

全般的に作業が迅速かつ順調であった日本側に比べ、欧州側の動きは初動の段階から遅れがちであった。2008年の早い段階で「中間報告」の素案が出来上がっていた日本側に比べ、欧州側はそもそもタスクフォースのメンバーリストさえ提出できない状況であった。座長についてはルノーのベルジュラン氏が就任するとの情報に接していたもののタスクフォースの全体像については2月初旬になってもはっきりしていなかった。そしてこの座長の人選は既にEIAの多難な道のりを暗示するものであった。ベルジュラン氏は欧州自動車工業会（ACEA）の要職を占める人であり、ACEAはEUの10%という自動車関税の撤廃に強く抵抗していたからである。

自動車のほかにもプラズマ・テレビの14%という高関税、本来ITA対象製品であるため関税ゼロになるべき複合機能プリンターなどへの関税賦課等、EUには保護主義的な関税措置が散見される。日本に対する関税撤廃はあり得ないというのがEU側の立場であった。関税を含めないことの論拠としてEU側が主張したのは、WTOのドーハ開発アジェンダ（いわゆる「ドーハ・ラウンド」）が重要な局面を迎えている中、EU・日本という2つの貿易大国が多国間の交渉をさておいて二国間の関税譲許を行うことはドーハ・ラウンドに悪影響を及ぼすという理屈であった。

関税撤廃を頑なに拒む一方で、3月末にブリュッセルで開催された日本側タスクフォースとの第1回合同会合にEU側が提出したポジションペーパーには、農産品に関する日本側の輸入制限の削減、サービス貿易拡大のための規制緩和、政府調達市場の更なる開放などドーハ・ラウンドと大いに関係を有するイシューを盛り込んできた。この合同会合で日本側タスクフォースからはこの矛盾を指摘するとともに、モノの分野で日EUが進んで関税撤廃を行うことはドーハ・ラウンドに対してもポジティブなインプットになりうると反論したが、議論は平行線を辿った。

## （3）新たな協議メカニズムを提案したEU側

EU側はEIAの実現可能性を検討することがタスクフォースの主たる任務であるはず

もかかわらず、EIA については明示的な言及を避け、“BETTER REGULATION, BETTER INTEGRATION”（より良い規制、更なる統合）といったスローガンで産業協力や環境協力などを呼びかけてきた。EU 側は更なる関係強化のために閣僚級の「経済連携評議会」（Economic Partnership Council）を提案してきた。この提案は日 EU 両タスクフォースの合同報告書にも盛り込まれており、かかる新たな閣僚級協議体を設置するかどうかはまさに両政府当局の交渉に委ねられることになった。

#### （4）タスクフォースの「合同報告書」

以上の議論から明らかなように、従来型 FTA・EPA を超える EIA を目指す日本と、関税撤廃という FTA の大前提を排除した「統合」を志向する EU 側とのあいだには大きな認識の相違が存在したと言わざるを得ない。その意味で「合同」報告書を作成するプロセスはたいへん困難なものであったことは想像に難くない。

最終的には表-2 のような構成になったが、あくまでも日 EU 双方が合意した分野を短・中期的な取り組み課題と位置づけ、そこから議論を始めることになっている。関税問題は「長期的課題」と位置づけられ、日本側が一方向的に将来取り上げる余地があるとの理解を示すに終わっている。今後どのような形式の「統合に向けた枠組み」にするかについては閣僚級の協議体で議論するというので、いわば政治的イニシアチブに「丸投げ」された形になった。

他方で短・中期的な課題については「拘束力のある」ルールを策定していくとあり、民間セクター間の協力という「拘束力」には必ずしも馴染まないことをどのように実施していくのか、細心の注意を払いながらの議論が続けられることになった。

### 5. 動き出した政府間の取り組み：「スコーピング作業」

2008 年 7 月に共同研究の結果が福田首相（当時）とバローゾ欧州委員会委員長に提出され、その後は政府間の折衝に委ねられる形となった。2009 年 5 月の日 EU 定期首脳協議では、日 EU 経済の統合の強化に向けて、日 EU 間で「短期間で成果の出ることが期待されるいくつかの特定の非関税障壁に焦点を当てる」ことで意見の一致を見た。この頃から日本が求める EU の工業品関税撤廃と引き換えに日本の非関税障壁削減や政府調達市場の開放を要求する EU の姿勢が明確になる。

さらに 2010 年 4 月の日 EU 定期首脳協議では政府間で「合同ハイレベル・グループ」を設置し、日 EU 経済関係の包括的な強化・統合に向けた「共同検討作業」の開始に合意、日 EU 双方が関心を有する関税・非関税分野を含めた全ての課題を取扱い、翌 2011 年の首



脳協議で次のステップを決定することとなった。

その2011年5月の日EU定期首脳協議では以下の3点が合意された。①EPA/EIAの「交渉のためのプロセス」を開始する、②交渉の範囲及び「野心のレベル」を確定する「スコーピング作業」(scoping exercise)を可能な限り早期に実施する、③欧州委員会は成功裡に進められるスコーピングに基づき、EPA/EIAの交渉に必要な権限(mandate)を獲得するよう努力する。このようにして、正式交渉が始まる前の「予備交渉」としての色彩が濃厚な「スコーピング作業」が開始され、約1年をかけて特に日本側がどこまで非関税障壁や政府調達、さらには農業市場を開放するかを見極める協議が続けられることとなった。2012年5月にはこの「スコーピング作業」の成果を欧州委員会が「貿易に関する外務理事会」に報告、加盟国の一部には不満も残るものの、概ね満足できる結果を得たとして、同年7月18日の欧州委員会の閣議において次のように決定した旨公表した。「本日、欧州委員会は加盟国に対して日本との自由貿易協定の交渉開始を求めることを決定した。…(中略)…今後20年間の成長がアジアからもたらされるのであるならば、日本を見過ごすことは我々の貿易戦略の重大な誤りとなるだろう。…(中略)…我々の議論における優先事項は、日本市場における非関税措置への取り組みであり、例えば、自動車分野及び日本の政府調達市場へ欧州企業を参入させることである。…(中略)…日本との自由貿易協定はEU経済を0.8%押し上げ、日本への輸出を32.7%増加させうるものであり、…(中略)…EU域内に追加的に42万人の雇用を創出させることが予想される」(2012年7月18日欧州委員会プレスリリースから抜粋)

こうして欧州委員会は正式に交渉権限を求める手続きを開始、2012年11月の「貿易に関する外務理事会」でこの権限が認められるに至る。かくして、いよいよ2013年から日本とのFTA交渉が正式に開始される運びとなった。

このプロセスにはEUの政策決定の中で民主主義的なコントロールを担う欧州議会の関与も看過できない。欧州議会の権限はマーストリヒト条約以降、累次のEU設立条約の中で強化されてきているが、FTAのような通商協定についても加盟各国の議会での批准に加えて、欧州議会の承認が必要とされている。欧州議会には「国際貿易委員会」(議長はポルトガル選出のモレーノ議員)があり、この委員会も調査団を日本に送り、事前調査を行っている。また、2012年9月19日にはブリュッセルの欧州議会において「EU日本FTAに関するワークショップ」を開催し、推進派を代表する形で筆者を、また、反対派を代表する形でケルン経済研究所のマティアス経済調査部長を登壇させて議論させると共に関係諸団体からの意見聴取を行った。その後、ストラスブールで開催された2012年10月の欧州議会本会議で同議会としてEUと日本とのFTA交渉を支持する旨決議し、日本側関係者を

ほっとさせた。

## 6. 日 EUFTA 正式交渉開始とその展望

以上の経緯を受けて、2013 年 3 月には日 EU 首脳会談を電話で行い、交渉開始を決定、同年 4 月には第 1 回交渉会合をブリュッセルで行った。BDRT における話し合いで EIA が提案されたのが 2007 年 6 月のことであるから、交渉開始までに実に 6 年余りをかけたことになる。それだけ EU 側の抵抗が強かったということであろうが、それでも世界の GDP の約 25%を占め、日本の約 3 倍に相当する経済規模の EU との FTA が交渉されることの意義は大きい。しかも日本にとって EU は総輸出入額の 10.5%を占める主要貿易相手で、中国（20.6%）、アメリカ（11.9%）に次いで 3 番目である。

EU はアメリカと並び国際社会の重要な一角を形成しており、民主主義、法の支配、基本的人権、市場経済といった普遍的価値を日本とも十全に共有している。アメリカと EU が TTIP に着手し、日本が TPP でアメリカとともにアジア太平洋地域でのレベルの高い自由貿易圏を形成しようとしている時に、日本が EU と FTA を構築できれば、日米・日 EU ・米 EU と地域間の FTA がアジア・米州・欧州の各地域をつなぐ形でできることになる。これは特に WTO のドーハ・ラウンドが停滞している最中であっては重要な含蓄を持っている。なぜなら、これまでの二国間の FTA とは異なり、これらの地域間の広域 FTA が、しかもほぼ同時にできれば、「地域統合の多国間化」（multilateralizing regional integrations）が可能となり、新たな多国間体制の強化が期待できるからである（図－1 参照）。

そもそも日 EUEIA は 2007 年 6 月の BDRT で提案された用語であるが、その後の議論の中で EU 側が関税撤廃が含まれる EIA は拒否するとの姿勢を貫いたため、次のステップを EIA として推し進めることは余程強力な政治的イニシアチブが EU 側から発揮されない限り現実的ではないと見られていた。そして、そのような強力な政治的イニシアチブが発揮されるきっかけは、EU に匹敵する日本の経済パートナーである米国との EPA に日本が動き出した時以外には考えられない、と思われた。そこに日本の TPP 参加問題が絡んできた。日本と米国との間でレベルの高い特恵的な経済取決めとしての TPP が動き出した時に EU はその重い腰を上げることになった。TPP で意味のある参加をするためには日本側にも農業市場の開放や農政の再構築など相当の覚悟と準備が必要である。かかる準備が徐々に整えば、日 EU 間の FTA 交渉にも新たなインプットが可能となる。日 EU 間で交渉される非関税障壁の問題も TPP 交渉の中では規制の収斂（regulatory coherence）として重要になってくる。このように日 EUFTA が TPP および TTIP と並行して進捗することには単にバイラテラルな意義があるだけでなく、マルチラテラルにも大きな意義があると言えるのでは

ないだろうか。

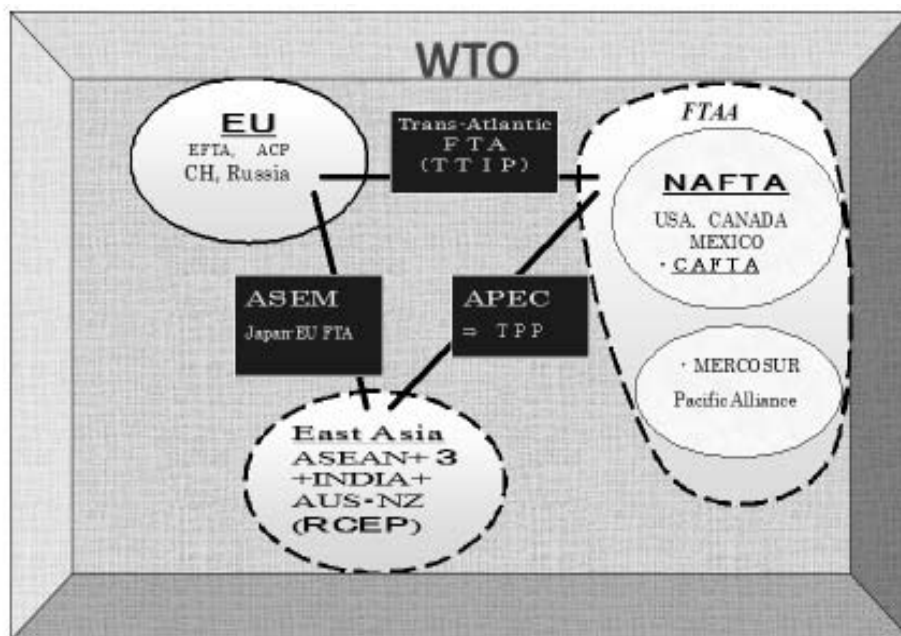
表－1. <年表 日EU経済関係の展開>

1955年	日本、GATTに加盟。英仏など西欧諸国、GATT第35条を援用し、GATT原則の対日不適用を宣言
1961－62年	英仏など対日数量制限を日本との通商条約に規定することでGATT第35条の援用を撤回
1976年	土光経団連ミッション訪欧。各地で貿易不均衡を批判される。
1986年	日米半導体協定、日本の酒税問題などで欧州委員会がGATT提訴（EC勝訴）
1988年	ECの反ダンピング迂回措置について日本がGATT提訴（日本勝訴）
1991年	「日・EC共同宣言」
1995年	WTO協定発効、対日数量制限、自動車の自主規制等終了 酒税問題再びWTO提訴
1999年	「日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル」（BDRT）発足
2001年	「日・EU行動計画」
2010年	「日欧協力の10年」終了予定
2011年5月	日EU定期首脳協議でFTA/EPA交渉の大枠を決める「スコーピング作業」の開始に合意
2012年7月	「スコーピング作業」終了。欧州委員会として交渉権限を加盟国に求めることを正式決定
2012年11月	EU外相理事会で交渉権限が採択される
2013年3月	日EU首脳、電話会談で交渉開始を決定
2013年4月	第1回交渉会合開催

表-2

「日本・EU EIA検討タスクフォース」合同報告の構成と内容(1)									
<b>1. 背景 (Background)</b>	日本・EU EIA検討タスクフォースは2007年6月のBDRT提言を受け、EIAのフィージビリティ検討を目的に設立された。								
<b>2. 報告書の構成 (Structure of the report)</b>	短期的・中期的に具体的な、実現を義務付ける目標に焦点を当て、長期的課題については協議を継続することを提言。								
<b>3. 合同報告 (Joint report)</b>	<p>a) 日本とEUの貿易関係 日本とEUは共通の課題に直面しているとの認識に立ち、これらに効果的に取り組んでいくために、規制面での協力、イノベーション、環境、安全性、貿易・投資環境の改善の分野での協力強化を提言。</p> <p>b) 日本・EU双方の関心課題【詳細は次ページ】</p> <table border="0"> <tr> <td>I. イノベーション</td> <td>V. 規制面での協力</td> </tr> <tr> <td>II. 環境</td> <td>VI. 人の移動</td> </tr> <tr> <td>III. 投資</td> <td>VII. 安全確保</td> </tr> <tr> <td>IV. サービス</td> <td>VIII. 公共調達</td> </tr> </table> <p>c) 貿易交渉 日・EU双方は、WTOドーハ開発ラウンドを成功させるために、継続的な支援を行うことを確認。二国間の関税撤廃については双方が異なる見解を持つことを認識。非関税障壁 (NTB) に関しては、上述の関心課題に関する協力を強化することが、多大な利益を生む。</p>	I. イノベーション	V. 規制面での協力	II. 環境	VI. 人の移動	III. 投資	VII. 安全確保	IV. サービス	VIII. 公共調達
I. イノベーション	V. 規制面での協力								
II. 環境	VI. 人の移動								
III. 投資	VII. 安全確保								
IV. サービス	VIII. 公共調達								
<b>4. 次のステップ (Next step)</b>	<p>・双方の閣僚レベルが主導し、関係政府当局と経済団体が参画する協議体を設立することを提言。日本・EU当局に対し、長期的な課題を念頭に置きつつ、上記3.b)に挙げた、短期的・中期的に成果を実現し得る課題から着手することを要請。</p> <p>・毎年のBDRT総会で進捗を検証する機会を設けることを提案。</p>								

図-1 WTO体制と3つのメガ・リージョン



Y.Watanabe, Keio University

## —注—

- <sup>1</sup> ECSC/EECはドイツ・フランス・イタリア・ベネルクス経済共同体（1948年、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）の6か国でスタートした。その後、1973年に英国、デンマーク、アイルランドが加盟。1980年代は「南欧」に拡大、ギリシャ（1981年）、スペイン、ポルトガル（1986年）が加盟した。さらに「ベルリンの壁」崩壊（1989年）を受けて、冷戦時代は中立国であったスウェーデン、オーストリア、さらにはフィンランドが1995年に加盟した。2004年には「鉄のカーテン」の東側にいた中東欧諸国（ハンガリー、チェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニア、バルト三国のエストニア、ラトビア、リトアニア）に加えて、マルタとサイプラスの10か国が加盟した。2007年には加盟交渉が遅れていたブルガリアとルーマニアも加盟し、27か国となった。2013年7月にはクロアチアが加盟することがほぼ確実となっている。
- <sup>2</sup> 近代トルコの父として敬愛されるケマル・アタチュルク以来の伝統である「政教分離」や「西欧化」路線の集大成としてのEC加盟を目指してきたトルコであるが、クルド対策などで妥協したり、死刑制度を凍結するなど様々な努力をしてきたにもかかわらず、なかなか加盟交渉が進展しないことに業を煮やし、近年ではEUへの加盟に後ろ向きの傾向も見られるようになってきている。ちなみに、ECとトルコは1995年に関税同盟を形成するに至っている。トルコは「加盟候補国」にはなっているが、交渉は停滞している。
- <sup>3</sup> コトヌ協定の6つの地域とは、①カリブ海諸国地域、②南東部アフリカ地域（11/16か国が署名済み）、③西部アフリカ地域（2/16か国署名済み）、④中部アフリカ地域（1/8か国署名済み）、⑤南部アフリカ地域（9/10か国署名済み）、⑥太平洋地域（2/15か国署名済み）出典：経済産業省資料『欧州連合（EU）と日本』（平成24年9月）16頁。
- <sup>4</sup> 2009年10月に仮署名、2010年に正式署名。EUの全加盟国の議会と欧州議会による批准が必要なため、正式の発効には時間がかかるため、暫定発効という形式をとっている。
- <sup>5</sup> BDRTは、1999年6月に「日欧産業界ラウンド・テーブル」と「日・EUビジネスフォーラム」が合併して発足した。1999年10月から2007年7月までに10回、東京とブリュッセルで交互に本会合（plenary）を開催してきた。日欧財界トップ約50人で構成し、政策立案に効果的な提案を行うことを目的とし、討議の結果を踏まえて「共同提言書」を日欧首脳に提出することが慣例となっている。

